○栃木市水道事業給水条例

平成２２年３月２９日

条例第２３２号

目次

第１章　総則（第１条―第４条）

第２章　給水装置の工事及び費用（第５条―第１３条）

第３章　給水（第１４条―第２２条）

第４章　料金及び手数料（第２３条―第３１条）

第５章　管理（第３２条―第３７条）

第６章　貯水槽水道（第３８条・第３９条）

第７章　補則（第４０条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）その他法令に定めるもののほか、水道事業の給水について、料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件等を定め、もって給水の適正を保持することを目的とする。

（給水区域）

第２条　給水区域は、栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成２２年栃木市条例第２２９号）第３条第２項第１号に定める区域とする。

（平２９条例４６・一部改正）

（定義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1)　給水装置　配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(2)　給水装置工事　給水装置の新設、改造、修繕（法第１６条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去のための工事をいう。

(3)　工事費　給水装置工事の費用をいう。

(4)　定例検針日　料金算定の基準としてあらかじめ水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定めた日をいう。

（令６条例２２・一部改正）

（給水装置の種類）

第４条　給水装置の種類は、次のとおりとする。

(1)　専用給水装置　１世帯又は１箇所で専用するもの

(2)　共用給水装置　２世帯又は２箇所以上で共用するもの

(3)　私設消火栓　消防用に使用するもの

（平２５条例６１・平２６条例７１・一部改正）

第２章　給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の申込み）

第５条　給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

２　前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めたときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（平２６条例７１・旧第６条繰上）

（工事の費用負担）

第６条　給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、市においてその費用を負担することができる。

（平２６条例７１・旧第７条繰上）

（工事費の算出方法）

第７条　管理者が施行する給水装置工事費は、次の費用の合計額とする。

(1)　材料費

(2)　労力費

(3)　道路復旧費

(4)　運搬費

(5)　工事監督費

(6)　間接経費

２　前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

３　前２項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（平２６条例７１・旧第８条繰上）

（工事の施行）

第８条　給水装置工事の設計及び工事は、管理者又は管理者が法第１６条の２第１項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

２　前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事の設計及び工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事の竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

３　指定給水装置工事事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。

（平２６条例７１・旧第９条繰上）

（給水管及び給水用具の指定）

第９条　管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

２　管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

３　第１項の規定による指定の権限は、法第１６条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（平２６条例７１・旧第１０条繰上）

（工事費の予納）

第１０条　管理者に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

２　前項の工事費の概算額は、工事竣工後に精算する。

３　第１項の工事費の概算額は、新設の工事に関する場合に限り、管理者の承認を受けて６月以内において分納することができる。

（平２６条例７１・旧第１１条繰上）

（給水装置所有権の移転の時期）

第１１条　管理者が給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置工事の工事費が完納になった時とし、その管理は当該工事の工事費が完納になるまでの間においても、工事申込者の責任とする。

（平２６条例７１・旧第１２条繰上）

（工事費が未納の場合の措置）

第１２条　管理者が施行した給水装置工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

２　前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

（平２６条例７１・旧第１３条繰上）

（給水装置の変更等の工事）

第１３条　管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

（平２６条例７１・旧第１４条繰上）

第３章　給水

（給水の原則）

第１４条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止をすることはない。

２　管理者は、前項の給水の制限又は停止をしようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

３　第１項の規定による給水の制限又は停止のため、損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

（平２６条例７１・旧第１５条繰上）

（給水装置の所有者の代理人）

第１５条　給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

（平２６条例７１・旧第１６条繰上）

（管理人の選定）

第１６条　次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1)　給水装置を共有し、又は共用する者

(2)　前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める者

２　管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

（平２６条例７１・旧第１７条繰上）

（水道メーターの設置）

第１７条　給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

（平２６条例７１・旧第１８条繰上）

（メーターの貸与）

第１８条　メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

２　前項の水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

３　水道使用者等が、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

（平２６条例７１・旧第１９条繰上）

（水道の使用、中止、変更等の届出）

第１９条　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1)　給水装置の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止するとき。

(2)　給水装置の口径を変更するとき。

(3)　消防演習に私設消火栓を使用するとき。

２　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

(1)　前使用者の給水装置の使用についての権利及び義務を承継し、引き続いて使用するとき。

(2)　水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(3)　給水装置の所有者に変更があったとき。

(4)　消防用として水道を使用したとき。

(5)　管理人に変更があったとき、又はその住所を変更したとき。

（平２６条例７１・旧第２０条繰上・一部改正）

（私設消火栓の使用）

第２０条　私設消火栓は、管理者が封かんするものとし、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

２　私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市の職員の立会いを要する。

（平２６条例７１・旧第２１条繰上）

（水道使用者等の管理上の責任）

第２１条　水道使用者等は、十分な注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状がある場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

２　前項の場合において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

３　第１項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

（平２６条例７１・旧第２２条繰上・一部改正）

（給水装置及び水質の検査）

第２２条　管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

２　前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費を徴収する。

（平２６条例７１・旧第２３条繰上）

第４章　料金及び手数料

（料金の支払義務）

第２３条　水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者又は管理人から徴収する。

２　管理人から徴収する料金は、使用者が連帯してその納付義務を負うものとする。

（平２６条例７１・旧第２４条繰上）

（料金）

第２４条　料金は、別表に掲げる基本料金と従量料金との合計額に１００分の１１０を乗じて得た額とする。ただし、その額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（平２６条例７１・追加、令元条例３４・令６条例２２・一部改正）

（私設消火栓の料金）

第２５条　私設消火栓を公共のための演習以外の演習その他に使用したときの料金は、私設消火栓１個１回の使用時間５分ごとに３００円として算定した額に１００分の１１０を乗じて得た額とする。

（平２６条例７１・全改、令元条例３４・一部改正）

（使用水量の計量及び料金の算定）

第２６条　料金は、隔月の定例検針日に使用水量を計量し、その日の属する月分及びその前月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例検針日以外の日に使用水量を計量し、料金を算定することができる。

２　前項の場合において、使用水量は、各月均等とみなす。

（平２６条例７１・全改、令６条例２２・一部改正）

（使用水量の認定）

第２７条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1)　メーターに異常があったとき。

(2)　使用水量が不明のとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めたとき。

（平２６条例７１・一部改正）

（特別な場合における基本料金の算定）

第２８条　定例検針日から次の定例検針日までの中途において、水道の使用を開始し、若しくは使用をやめたとき又はメーターの口径に変更があったときの基本料金は、次のとおり算定する。

(1)　使用日数が１５日以内の場合は、１月分の２分の１の金額とする。

(2)　使用日数が１５日を超え３０日以内の場合は、１月分の金額とする。

(3)　使用日数が３０日を超え４５日以内の場合は、１月分の金額と１月分の２分の１の金額との合計額とする。

(4)　使用日数が４５日を超える場合は、２月分の金額とする。

（平２６条例７１・令元条例３４・令６条例２２・一部改正）

（料金の徴収方法）

第２９条　料金は、納入通知書又は口座振替の方法により隔月に徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

（平２６条例７１・一部改正、令６条例２２・旧第３０条繰上）

（手数料）

第３０条　手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とし、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。

(1)　第８条第１項の指定をするとき　１件につき　１０，０００円

(2)　第８条第２項の設計審査をするとき　１件につき　１，０００円

(3)　第８条第２項の工事の検査をするとき　１件につき　１，０００円

(4)　各証明書を交付するとき　１件につき　３００円

(5)　第２０条第２項の消防演習の立会いをするとき　１回につき　３００円

２　前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

（平２６条例７１・一部改正、令６条例２２・旧第３１条繰上）

（料金、手数料等の軽減又は免除）

第３１条　管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

（平２６条例７１・旧第３３条繰上、令６条例２２・旧第３２条繰上）

第５章　管理

（給水装置の検査等）

第３２条　管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

（平２６条例７１・旧第３４条繰上、令６条例２２・旧第３３条繰上）

（給水装置の基準違反に対する措置）

第３３条　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号）第６条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

２　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第１６条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（平２６条例７１・旧第３５条繰上、令元条例３４・一部改正、令６条例２２・旧第３４条繰上・一部改正）

（給水の停止）

第３４条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1)　水道の使用者等が第６条の工事費、第２１条第２項の修繕費、第２４条の料金、第２５条の私設消火栓の料金又は第３０条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2)　水道の使用者等が正当な理由がなくて、第２６条の使用水量の計量又は第３２条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3)　給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(4)　水道の使用者等が第５条又は第８条の規定による手続を経ないで給水装置工事をしたとき。

(5)　水道の使用者等が水道の使用をやめたと認められるとき。

（平２５条例６１・一部改正、平２６条例７１・旧第３６条繰上・一部改正、令６条例２２・旧第３５条繰上・一部改正）

（給水装置の切離し）

第３５条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)　給水装置所有者が９０日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2)　給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

（平２６条例７１・旧第３７条繰上、令６条例２２・旧第３６条繰上）

（過料）

第３６条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。

(1)　第５条又は第８条の規定による手続を経ないで給水装置工事をした者

(2)　正当な理由がなくて第１７条第２項のメーターの設置、第２６条の使用水量の計量、第３２条の検査又は第３４条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3)　第２１条第１項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4)　第２４条の料金、第２５条の私設消火栓の料金又は第３０条の手数料の徴収を免れようとして詐偽その他不正の行為をした者

（平２６条例７１・旧第３８条繰上・一部改正、令６条例２２・旧第３７条繰上・一部改正）

（料金を免れた者に対する過料）

第３７条　詐偽その他不正の行為によって第２４条の料金、第２５条の私設消火栓の料金又は又は第３０条の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

（平２５条例６１・一部改正、平２６条例７１・旧第３９条繰上・一部改正、令６条例２２・旧第３８条繰上・一部改正）

第６章　貯水槽水道

（市の責務）

第３８条　管理者は、貯水槽水道（法第１４条第２項第５号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

２　管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（平２６条例７１・旧第４０条繰上、令６条例２２・旧第３９条繰上）

（設置者の責務）

第３９条　貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第３条第７項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第３４条の２の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２　前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

（平２６条例７１・旧第４１条繰上、令６条例２２・旧第４０条繰上）

第７章　補則

（委任）

第４０条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

（平２６条例７１・旧第４２条繰上、平２９条例４６・一部改正、令６条例２２・旧第４１条繰上）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２２年３月２９日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに合併前の栃木市水道事業給水条例（昭和４０年栃木市条例第２８号）、大平町水道事業給水条例（平成９年大平町条例第２４号）、藤岡町水道事業給水条例（平成１０年藤岡町条例第１２号）又は都賀町水道事業給水条例（昭和５３年都賀町条例第２８号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

３　施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

（西方町の編入に伴う経過措置）

４　西方町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、編入前の西方町水道事業給水条例（平成１０年西方町条例第２号。以下「編入前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（平２３条例５０・追加）

５　編入日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

（平２３条例５０・追加）

（岩舟町の編入に伴う経過措置）

６　岩舟町の編入の日（以下「岩舟町編入日」という。）の前日までに、編入前の岩舟町水道事業給水条例（平成１０年岩舟町条例第９号。以下「岩舟町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（平２５条例６１・追加）

７　岩舟町編入日の前日までにした岩舟町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお岩舟町条例の例による。

（平２５条例６１・追加）

附　則（平成２３年条例第５０号）

この条例は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則（平成２５年条例第６１号）

この条例中第１条の規定は平成２６年４月１日から、第２条の規定は同月５日から施行する。

附　則（平成２６年条例第７１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年５月１日から施行する。

（料金改定に伴う経過措置）

２　この条例による改正後の栃木市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の検針に係る料金から適用し、施行日前の検針による料金については、なお従前の例による。

３　前項の規定にかかわらず、施行日以後水道の使用を開始した者に前項の規定は、適用しない。

４　改正後の条例の規定にかかわらず、附則別表の左欄に掲げる期間における改正後の条例の規定により算定した料金（以下「改定後の料金」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に１００分の１０８を乗じて得た額（１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

(1)　改正前の栃木市水道事業給水条例の規定により算定した料金（以下「改定前の料金」という。）が改定後の料金を超えるとき　改定前の料金から改定後の料金を減じた額に附則別表の左欄に掲げる期間に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる調整率を乗じて得た額を改定前の料金から減じて得た額（１円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。）

(2)　改定後の料金が改定前の料金より高いとき　改定後の料金から改定前の料金を減じた額に附則別表の左欄に掲げる期間に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる調整率を乗じて得た額を改正前の料金に加算して得た額（１円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。）

附則別表

|  |  |
| --- | --- |
| 期間 | 調整率 |
| 施行日以後最初の検針日の翌日から（施行日以後水道の使用を開始した者にあっては施行日から）平成２９年５月１日以後最初の検針日まで | ３分の１ |
| 平成２９年５月１日以後最初の検針日の翌日から平成３１年５月１日以後最初の定例検針日まで | ３分の２ |

附　則（平成２９年条例第４６号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和元年条例第３４号）

（施行期日）

１　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年１０月３１日までの間に検針により水道料金の支払を受ける権利が確定されるもの（施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する日が同月３１日後であるものにあっては、当該確定した水道料金のうち施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する水道料金を前回確定日（その直前の水道料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月３１日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る水道料金については、なお従前の例による。

３　前項の月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。

附　則（令和６年条例第２２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（栃木市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

４　この条例による改正後の栃木市水道事業給水条例の規定は、施行日以後最初の検針日以後に使用した水道に係る料金から適用し、同日前に使用した水道に係る料金については、なお従前の例による。

別表（第２４条関係）

（令６条例２２・全改）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| メーターの口径 | 料金（１月につき） | |
| 基本料金 | 従量料金（１m３につき） |
| １３mm | ９５０円 | １０m３まで　３５円  １０m３を超え３５m３まで　１１０円  ３５m３を超え１００m３まで　１３０円  １００m３を超え１，０００m３まで　１６０円  １，０００m３を超えるもの　１８０円 |
| ２０mm | １，２００円 |
| ２５mm | １，５００円 |
| ３０mm | ３，０００円 |
| ４０mm | ５，０００円 |
| ５０mm | ９，０００円 |
| ７５mm | ２０，０００円 |
| １００mm | ３６，０００円 |
| １５０mm以上 | 管理者が定める額 | |